

次期入間市総合計画

基本構想（原案）



## 1 10年間のまちづくりの目標

本市が目指す10年間のまちづくりの目標は次のとおりとします。

### みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま

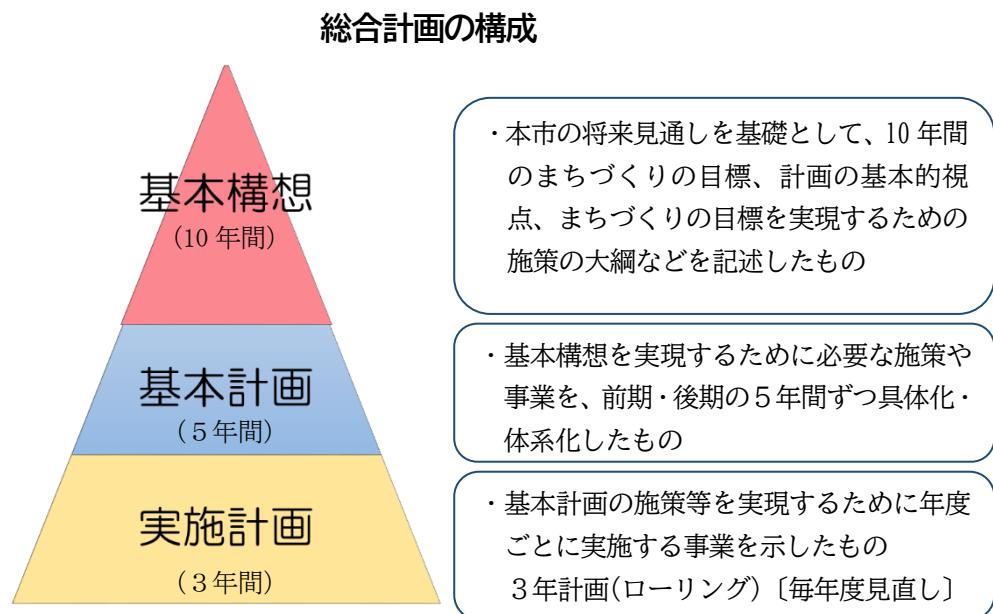
この目標は、第6次入間市総合計画におけるまちづくりの目標「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を踏まえて、これからの中10年間に求められる視点を追加して設定したものです。

「みんなでつくる」については、これまで市民との協働によるまちづくりを行ってきました。これからは、大人だけではなく、こどもたちをまちづくりの主体として尊重し、対話を重ね、実践につなげていくという思いと、本市が進めてきた官民連携や共創の取組における、市内外のステークホルダーも含めて、本市に関わる「みんな」とともにまちづくりを進めていくという思いを込めて、再定義します。

また、これからの中10年間においては、「住みやすさ」に加えて、持続可能な開発目標(SDGs)、Well-being(心身が良好な状態であること)といった視点も必要です。人は「心身が良好な状態」にあるときには「豊かさ」を感じます。市民を含めた入間市に関わる誰もが、日々の生活を支える「経済的な豊かさ」に加えて、「こころ」も「からだ」も豊かで幸せを感じられることを目指してまちづくりを進めていくこととして、「誰もが豊かさを実感できるまち」とします。

## 2 計画構成、計画期間

この総合計画は、基本構想、基本計画および年度ごとに策定する実施計画で構成します。



基本構想は、令和9年度を計画期間の始期、令和18年度を計画期間の終期（目標年次）とする10年間の期間とします。

### 計画期間



### 3 計画の基本指標

本計画を推進するにあたり、基本指標として将来人口および財政見通しを示します。

これらの指標は、直近の一定期間の実績値を踏まえ、その変化率等から今後の動向を推計したもので  
す。

※この「将来人口」および「財政見通し」は、計画策定の基本指標として過去の実績に基づき推計を行ったもの  
であり、計画推進の目安となるもので、計画の目標ではないことをご理解ください。

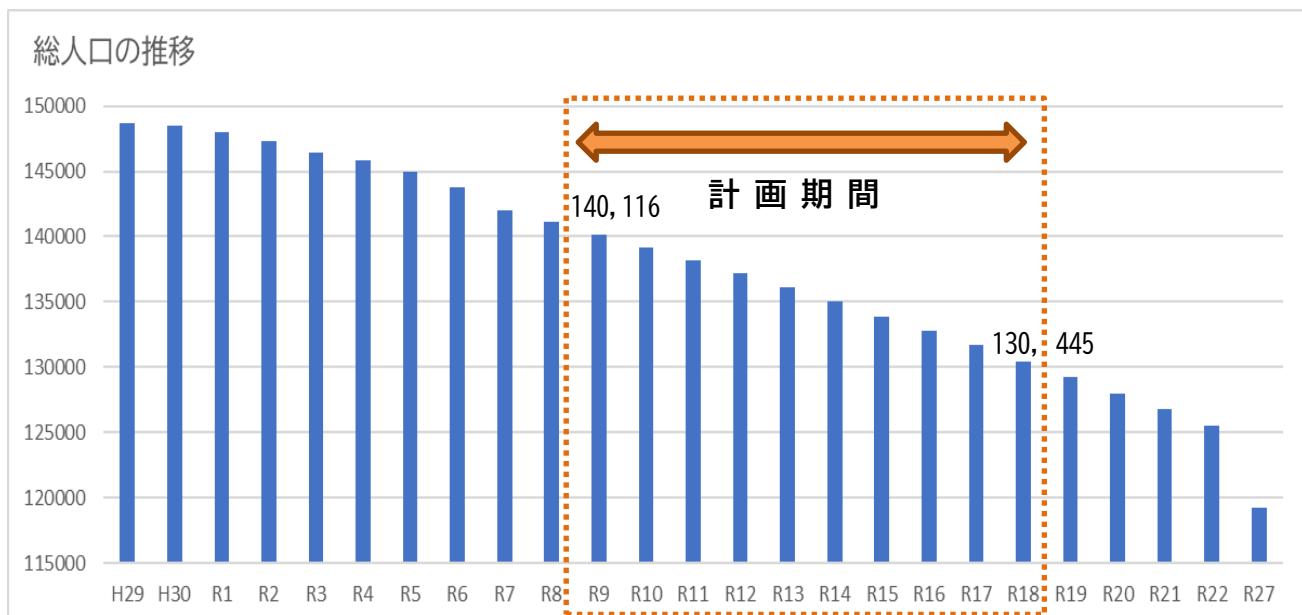
#### (1) 将来人口（予測）

##### ① 総人口

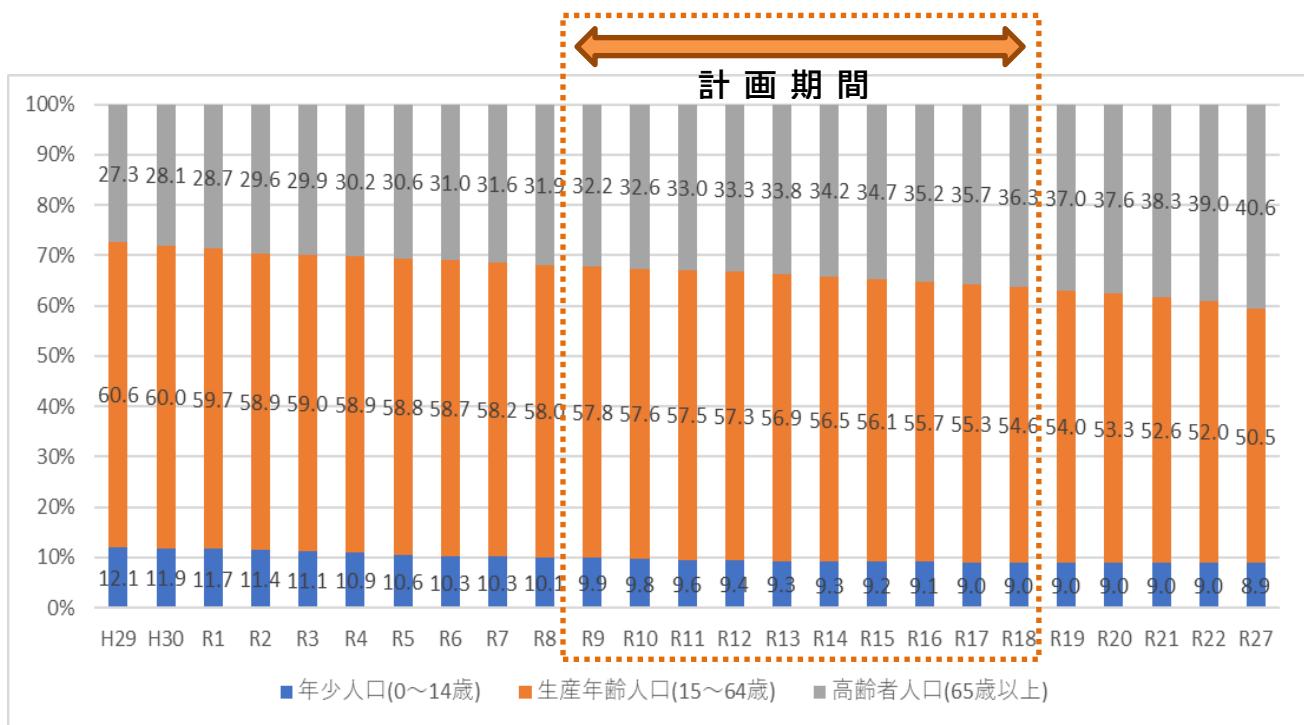
本市の人口は平成 23 年の 15 万 1,004 人をピークに徐々に減少しており、令和 7 年 4 月 1 日現在の  
人口は 14 万 2,880 人です。

令和 5 年 4 月の国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によると、本市の人口は令和 27 年  
(2045 年) には 12 万人を下回ると推計され、高齢者人口が約 40% を占める一方で、年少人口や生産  
年齢人口は徐々に減少していくと推計されています。

本計画期間においても依然として人口減少が見込まれることから、計画期間の終期である令和 18  
年（2036 年）における人口を概ね 13 万人と予測します。



## ② 年齢別人口構成



計画期間における人口推計表

年	実績値		推計値	
	平成 23 年 (2011 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 18 年 (2036 年)
人口				
総人口	151,004 人	148,708 人	140,116 人	130,445 人
将来人口	概ね 130,000 人			
年少人口 ( 0~14 歳)	20,282 人 13.4%	18,002 人 12.1%	13,905 人 9.9%	11,772 人 9.0%
生産年齢人口 (15~64 歳)	100,471 人 66.5%	90,107 人 60.6%	81,033 人 57.8%	71,275 人 54.6%
高齢者人口 (65 歳以上)	30,251 人 20.0%	40,599 人 27.3%	45,178 人 32.2%	47,398 人 36.3%

## (2) 財政見通し

近年の決算額や予算額を基礎データとして、過去の傾向や人口推計、確定している制度変更等とともに、計画期間内の財政見通しを算出しました。

これは、令和7年度時点での見通しを示すものであり、基本計画における事業や行政改革の効果、現時点では未確定の制度変更等の影響といった変動要素について見込んでいません。人口推計にも表れているように、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、税収減や社会保障費の増大が一層加速することが見込まれることから、これまで以上に財政状況が厳しくなることが予想されます。

## 4 土地利用

### (1) 都市構造

地域の特性を踏まえながら拠点を形成するとともに、自然環境との調和に配慮した持続可能な都市構造とします。

#### ◆ まちの拠点の形成

- 入間市駅周辺を商業・業務\*の中心として拠点を形成していきます。
- 各鉄道駅や既存の公共施設を中心とする地域を、地域住民の日常生活の利便性を高めるさまざまな機能が集積した生活拠点として形成していきます。なお、生活拠点の中心である地区センターを多様な機能を有する地域のまちづくり推進拠点として活用していきます。
- 工業の中心拠点である武蔵工業団地および狭山台工業団地に加えて、圏央道青梅インターチェンジ北側地域を新たな工業の拠点として形成していきます。
- 圏央道入間インターチェンジ周辺地域を緑との調和に配慮しながら、流通系・商業系・工業系の産業が適正に配置された特定産業系\*拠点として形成していきます。

#### ◆ 拠点間の連携強化

- 拠点間における交通・情報・人のネットワークの最適化を図ることで、拠点間の連携が強化された都市構造を目指します。

#### ◆ 水辺と緑の保全

- 市内を東西に流れる入間川、霞川および不老川を市民が親しめる貴重な水辺空間として、加治丘陵および狭山丘陵を貴重な緑として保全していきます。
- 狹山茶の主産地である本市の金子台を中心に広がる茶畠等を農業生産地として保全するだけではなく、景観資源・観光資源としても保全していきます。

\*商業・業務：店舗やオフィスなどの施設

\*特定産業系拠点：都市計画法を根拠として条例に基づき指定を要する区域であり、本市の場合、流通系・商業系・工業系の施設の配置を図ることとしている。

## 都市構造図



## (2) 土地利用構想

### ◆ 土地利用の基本的な考え方

土地利用については、基本的にこれまでの方針を維持しつつ、住居系・商業系・工業系など、それぞれの地域の特性に応じ、都市構造の拠点が形成されるように、計画的な土地利用を推進していきます。

また、自然環境との共生および歴史・文化遺産の保全を図り、それらと調和するまち並みの形成に努め、快適な生活ができる土地利用を進めます。さらに、災害リスクを最小限にとどめ、都市機能の持続性を高めることで、安心してくらせる土地利用を推進します。

### ◆ 土地利用構想

土地利用構想については、引き続き、都市的土地利用と自然的土地利用に分け、具体的には次のとおりとします。

#### ○ 都市的土地利用

**住居系地域** 市街地は生活道路や公園等の整備を進めるとともに、計画的な基盤整備を図り、快適で安心してくらせる住宅地づくりを目指します。

**商業系地域** 入間市駅周辺を中心に、商業・業務機能の集積に努めます。また、武蔵藤沢駅周辺は引き続き地域の商業地としての機能の維持を図ります。

**工業系地域** 武蔵工業団地および狭山台工業団地は、今後も工業の中心地としての機能の維持を図ります。

**工業系開発** 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域においては、未来を見据えた多様なニアエリアに対応する SDGs 産業団地を形成し、優良企業やワーカーに選ばれ、地域に根付いた産業団地をめざします。

**特定産業系** 圏央道入間インターチェンジの周辺地域は、緑との調和に配慮しながら流通系、  
**地域** 商業系、工業系の産業が適正に配置されるよう努めます。

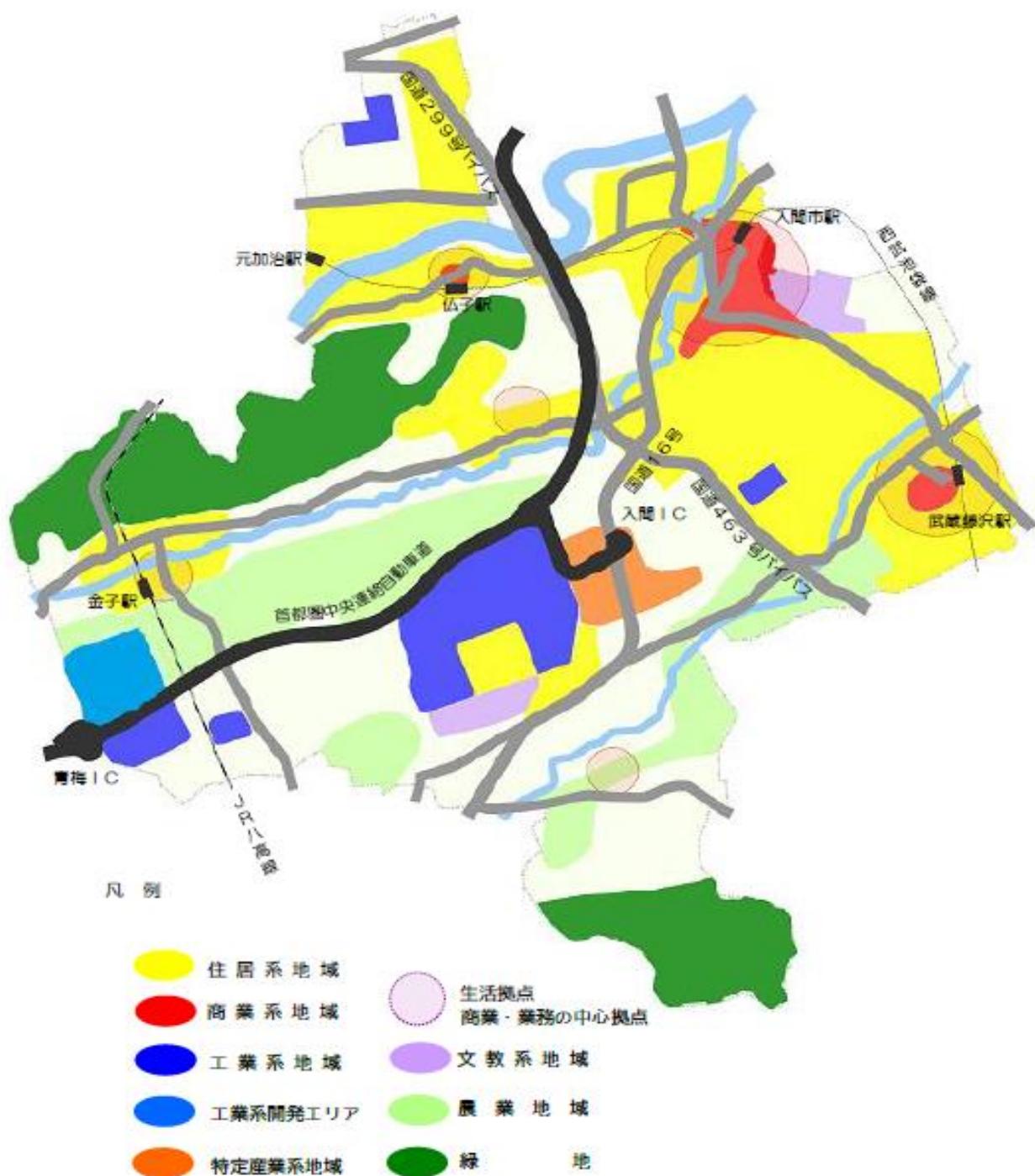
**文教系地域** 各教育・公共・公益施設の機能や特性を踏まえ、周辺の環境との調和や道路、交通機関等の利便性に配慮した地域としていきます。

#### ○ 自然的土地利用

**農業地域** 市街化調整区域内の農地については、保全を図り農業振興のための土地利用を進めます。特に、金子台を中心に広がる茶畠は、景観資源としても保全・活用に努めます。

**緑 地** 加治丘陵および狭山丘陵の保全・活用に努めます。

## 土地利用構想図



## 5 計画の基本的視点

本計画の策定にあたって重視すべき基本的な視点について、次のとおり示します。

ここで示す5つの基本的視点は、計画策定の背景と課題でも触れているとおり、人口減少やそれに伴う厳しい財政状況を踏まえ、公共施設マネジメントやDXの推進による持続可能な行政運営やまちづくりを進めていくために、総合計画の各分野における施策を横断する重点的なテーマとして設定するものです。

### (1) 人口減少、少子化・高齢化への対応

- すべての世代でささえあう社会の構築
- 人口の規模・年齢構成の変化に対応した行政運営の構築
- 誰もが住みやすく、働きやすいまちづくりの推進
- 多様な人材の力を生かした地域活性化
- 多様性を認めあい、誰もが自分らしく生きられるまちづくりの推進
- 保健・医療・福祉・教育の連携による、誰もが健康でくらせるまちづくりの推進

### (2) こどもまんなかの視点による行政運営

- こどもの権利が尊重され、すべてのこどもが自分らしく生きられる社会の構築
- こどもが主体的に社会参画するまちづくりの推進
- 安心して子育てができるまちづくりの推進

### (3) 人と自然が共生した持続可能な社会の構築

- 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進
- 循環型社会に向けたまちづくりの推進
- 自然と共生した環境にやさしいまちづくりの推進
- 地域資源を活用したまちづくりの推進

### (4) 安全・安心な生活環境と都市（まち）の持続性の確保

- 誰もが安全で、安心してくらせるまちづくりの推進
- 誰一人取り残さないコミュニティの構築
- 災害に強く、迅速な対応が可能なまちづくりの推進
- 柔軟性と回復力を備えた、社会変化に対応できる都市基盤の構築
- 都市（まち）をささえる公共施設や公共インフラの適正な管理と活用

### (5) デジタル技術の進展に対応した行政運営

- 安全・安心にデジタル技術の恩恵を享受できるまちづくりの推進
- デジタルの力を効果的・効率的に活用した行政サービスの提供

## 6 施策の大綱

### 第1章 こどもたちが自分らしく健やかに育つまちづくり（こども支援・教育）

〔目標〕切れ目ないぬくもりのある支援により、すべてのこども・若者が、その権利が尊重され、希望を持って学び、自分らしく成長できる環境を整えるとともに、すべての家庭が安心してこどもを産み育てられるまちをつくります。

### 第2章 多様性を認め世代を超えて互いに成長し、文化を伝え育むまちづくり

（ダイバーシティ・コミュニティ・市民文化・生涯学習）

〔目標〕誰もが学び、成長し、活躍できる環境を整えるとともに、お互に認めあうことでコミュニティの活力を持続させ、地域の誇れる文化や歴史を継承・発展させていくまちをつくります。

### 第3章 健康で心豊かに過ごせるまちづくり（健康・スポーツ・福祉）

〔目標〕地域を基盤とした保健・医療・福祉・教育の連携により、誰もが健康でくらせる社会をめざすとともに、主体的にスポーツや健康づくり、疾病予防に取り組む環境を整えていくことで、誰もが心身ともに健康で、幸せを実感できるまちをめざします。

### 第4章 地域が持続的に発展するまちづくり（経済・産業・観光）

〔目標〕狭山茶をはじめとした地域資源や社会基盤を最大限に活用することで、地域産業を活性化させるとともに、地域の特性や魅力の発信に努め、観光資源としても活用することで、持続可能なまちで地域経済が発展するまちをつくります。

### 第5章 都市と自然が調和した快適に過ごせるまちづくり（都市環境・自然環境・生活環境）

〔目標〕将来世代に豊かな環境を引き継ぐため、多様な主体が環境に配慮して行動することで、自然環境を守りつつも、都市環境を向上させ、良好な生活環境で快適に過ごせるまちをつくります。

### 第6章 安全で安心してくらせるまちづくり（危機管理・生活安全）

〔目標〕甚大化する災害や感染症など、さまざまなリスクを想定し、実態に即した危機管理体制を強化するとともに、地域やさまざまな主体と連携して、防災、防犯、交通安全対策に取り組み、市民が安全で安心してくらせるまちをつくります。

## 7 基本構想推進イメージ

